

【解説】松江藩から松江県・島根県へ―「島根県歴史」・郡村誌の編纂と近代松江の出発点の諸相―

近現代史部会長 竹永三男

本巻「史料編9 近現代Ⅰ」には、現松江市域の明治初期の歴史と地域の状態を網羅的に示す歴史書と地誌（以下、史誌と略記）を収録する。前者の歴史書は、「島根県歴史」として島根県立図書館に所蔵されていた県内周知の史料（現在は島根県公文書センターに移管）で、明治政府にも提出され、国立公文書館に「島根県史料」（「府県史料 島根県」として所蔵・公開されており、同館のデジタルアーカイブズにより自由に閲覧できる。本巻には、この中、「島根県歴史附録^{旧松江藩}」（自治二年至同四年）二冊と明治四年（一八七二）から同九年（一八七六）の旧松江藩領関係分六冊を一括して収める。一方、後者の地誌は、「皇国地誌」として広く知られ（島根県立図書館に所蔵されていたものを島根県公文書センターに移管して公開）、県内の自治体史編纂や地域史研究で利用されてきた。本巻には、その中の松江市域関係分である「島根郡村誌」「出雲国意字郡誌」「意字郡松江地誌」を一括収録する。いずれも、広範な需要にもかかわらず、これまで公刊されてこなかったものである。以下、その編纂過程と内容の概略を示して解説とする。

（一）明治政府による歴史書・地誌の編纂過程

国家による歴史書の編纂（修史事業）は、中国の正史に見られるように、歴代の王朝が、その正統性を歴史的に証明しようとする意図からなされてきた。古代日本でも八世紀初頭の『日本書紀』に始まる六国史が編纂されたが、一〇世紀初頭の『日本三代実録』を最後に途絶えた。戊辰戦争によって旧幕勢力を打倒して成立した明治政府は、一八六九年（明治二）の版籍奉還の直後に国史の編纂を再開し、一八七一年の廃藩置県による中央集権的国家体制の一応の確立後に史誌の編纂を並行して進めた。その過程は、佐藤大悟（二〇一六年）、島津俊之（二〇〇二年）などにより明らかにされている。これらの研究に

よれば、明治政府の史誌編纂事業は相互に関連しながら次のように進められた。

第一に、明治新政府は、版籍奉還直後から六国史を受け継ぐ国史の編纂事業を再開するとともに地誌編纂組織を設けた。第二に、一八七二年九月に太政官正院に設置された地誌課が地誌編纂を一括して管轄し、一八七三年三月、塚本明毅課長が、地誌課編纂の『日本地誌提要 第一巻』を開拓使・府県に配付し、戸長への諮問も含めて補訂するという実地調査の「現地委託主義」（島津二〇〇二年）をとった。これにより府県当局によって郡村誌調査が進められることになった。

一方、一八七二年に設置された歴史課は、「復古記」（『戊辰戦争史』）の編纂を開始した（一八八九年完成）。次いで一八七三年十一月に制定されたと推定される「歴史課事務章程」は、「国史」「藩史」と並んで「府県史」を歴史編纂の柱として位置づけた上で、廃藩置県以後の土地・民俗・官員の要点・変遷を明らかにすることとした（佐藤二〇一六年）。

第三に、府県史編纂と郡村誌調査の項目と方法は、太政官から開拓使と府県に対して、「歴史編輯例則」（一八七四年）、「皇国地誌編輯例則」（一八七五年）として達せられ、全国統一基準による府県史・地誌の編纂が行われることになった。本巻所収の史誌も、この「例則」に基づいて編纂されたものである。

この中、「歴史編輯例則」は次のようなものであった（『法令全書』明治七年。国立国会図書館ウェブサイト中の「日本法令索引（明治前期編）」で全文の閲覧可能。以下、史料引用に際しては、旧字を常用漢字に改め、句読点を適宜補った）。

太政官第四百七十七号達（十一月十日 輪郭附）

使府県

国史編修ニ付維新以来地方施治沿革等左ノ例則ニ依リ叙記シ、正院、歴史課へ可差出、此旨相達候事（傍点原文、以下同じ）
但費用ノ儀ハ本年^四第五十六号達地誌編輯費額七百金ヲ以テ改テ史誌兩般ノ費用ニ支給候条右勘定帳史、誌、兩廉ヲ区分シ大蔵省へ可差出事

歴史編輯例則

歴史ハ政治ノ沿革、民物ノ盛衰ヲ觀ルヲ主腦トス。故ニ各管内諸般ノ事蹟左項ヲ照シテ事毎二年月日ヲ詳數ニシ、逐次分類叙記スヘシ。就中申牒布令等大ニ関係スル処アルモノハ類ニ從ヒ原文ヲ挿入シ、事由難解モノハ条下ニ註釈ヲ加フヘシ。凡史伝ヲ修スル質実簡明ヲ尚フ。故ニ事実緣由ヲ考究シ、行文ノ雅俗ニ拘ラス紀事ノ本末ヲ全フシ、繁ヲ省キ要

ヲ摘ミ貫通理會シ易ラシメ、妄ニ愛憎褒貶ヲ加ヘ溢美冤枉ノ弊ナキヲ要ス。主任者最モ注意スヘシ

第一則

立庁ノ日ヨリ明治七年十二月ニ至ル迄部内政治ノ施設、制度ノ沿革、租法、禄制、拓地、勸農ヨリ軍役、工業及ヒ騷擾時変等ノ事類ヲ分チ歴叙スヘシ

但、孝義忠節ノ類及ヒ民利ヲ興シ国益ヲ成セシモノ等ハ之ヲ附記スヘシ（以下略）

先ず前文では、「国史」編修のため、明治維新後の府県行政の変遷等を「例則」に従つて叙述して太政官正院歴史課に提出すること、その経費は、四月に地誌編纂経費として下付するとした七〇〇円を地誌・歴史書両方の経費として支給するので、両者を区分した勘定帳を大蔵省に提出すべきことを述べている。

続いて「例則」の総論では、歴史の中心は政治の変遷と人民の盛衰の觀察にあるとし、各条項を参照して、個々の年月日を精確に分類叙述すること、とくに重要な公文書・布令は原文を引用し、簡明平易に叙述するよう、主任者に求めている。その上で、叙述範圍を県庁開設日から一八七四年（明治七年）二月までとし、政治、制度、租法、禄制、拓地、勸農、軍役、工業、騷擾時変に分類して叙述すること、孝義忠節、民利・国益の増進に貢献した者を附記することを求めている（第一則）。また、一八七五年以降は同様に一年ごとに叙述して提出するよう指示した（第八則）。本巻収録の「島根県歴史」は、この指示に概ね従つて構成されている。この外、「例則」は、編纂を確実に遂行するため、着手しやすいところから始めて、出来たものから逐次提出するよう指示し（第六則）、修正は予め届け出た主任者との間で行うことなどを指示している（第七則）。

一方の「皇国地誌編輯例則」の内容は、次の通りであつた（『法令全書』明治八年。同前「日本法令索引（明治前期編）」）。

太政官第九十七号達（六月五日 輪郭附）

使府県

皇国地誌編輯例則並ニ着手方法別冊ノ通相定候条、右ニ照準シ精覈調査致シ地理寮へ可差出、此旨相達候事

（別冊）皇国地誌編輯例則

第一号 村誌

本誌、全村ノ景状ヲ知ランヲ欲ス、故ニ本例ニ照準シ、細密ニ之ヲ記シ、遺漏ナカラシム要ス、

(以下、調査項目のみ／で区切つて表示する)

某国某郡某村^{枝村、新田}／疆域／幅員／管轄沿革／里程／地勢／地味／税地／飛地／字地／貢租／戸数／人数／牛馬／舟

車／山／川／森林／原野／牧場／鉾山／湖沼／道路／堤塘／港／出崎／島／暗礁／燈明台^附／燈明船／瀧／温泉／冷泉／

公園／陵墓／社／寺／学校／^町村会所／病院／電線／郵便所／製糸場／大工作場／古跡／名勝／物産／民業

第二号 郡誌

本誌ハ、全郡ノ景状ヲ知ルヲ欲ス、故ニ本例ニ照準シ、一町村ニ関スル小節目ヲ略シ、務メテ全郡ノ大勢ヲ瞭記スルヲ要ス(以下省略)

第三号 着手方法(第一条から第四条、省略)(地図省略)

この「皇国地誌編輯例則」は、第一に、島津(二〇〇二年)が一国の地誌は「統治対象を知悉ニ掌握する政治的用具として」重要であるとするように、明治政府が統治下に置いた国土ニ領土を構成する全国の町村と郡について、どのような事項を掌握しようとしているのかを「村誌」「郡誌」の調査項目として明確かつ具体的に示している。これらの調査項目を本巻所収の松江地域の「村誌」「郡誌」と対照すれば、いずれもこの例則に基づいて調査・作成されていることが確認できる。

第二に、「第一号 村誌」にあつて「第二号 郡誌」にない項目は、飛地／字地／森林／原野／牧場／鉾山／湖沼／堤塘／出崎／暗礁／^町村会所／古跡／名勝であり、逆に「郡誌」にあつて「村誌」にない項目は、気候／風俗／地味／^村町数／官用地／人物である。この中、前者には森林・原野・湖沼など必ずしも村の区域で完結しない事項も含まれるが、地理課と明治政府が、どの事項が村とその集合体である郡の規模でそれぞれ固有に把握できると考えているのかを確認することができる。

第三に、各調査項目の具体的説明によつて、明治政府が歴史資料や郡という地域の成り立ちや当時の民間の重要産業をどのように認識していたのかを知ることができる。即ち、①「第一号 村誌」の「社」「寺」では、社・招魂社・寺・堂・庵の書き上げを求めた上で、「社寺ノ文書碑銘等、事実年月等ノ考拠ニ供スヘキハ節録シ、或全文ヲ写スモ可ナリ」としていること、②「古跡」の項目で国府址・城墟・戦場・古関趾・古宅跡・廃寺趾の書き上げを求めていること、③「第二号 郡

誌」の「郷莊」の項で、「古時幾郷二分ち、某郷幾村ヲ管シ、今幾郷二分ち、某郷幾村ヲ管シ、某郷幾村ヲ管ス等ノ類、古時莊領保里等ノ称アルカ、又ハ数村ヲ合セ某組ト称スルカ如キハ、之ニ倣フ、」として、郡―郷―村の關係、郡の歴史的成り立ちに関わる莊園・保・里と組の把握を意図していること、④「村誌」の「民業」の項で、「男、農桑ヲ業トスル者幾戸、或ハ薪炭ヲ業トスル者幾戸、或ハ漁獵ヲ業トスル者幾戸ノ類、女、繅織ヲ業トスル者幾戸、或ハ養蚕ヲ業トスル者幾戸ノ類、」として、農業・養蚕・製炭・漁業・狩獵・織物・製茶などを男女別に把握しようとしていることなどがそれぞれある。

最後に、「第三号 着手方法」で、「地方官（県令）が担当者を選任して地理課に報告すること（第一条）、「一国」単位で調査するが事業の重大さと経費の制約に鑑みて郡単位での調査を行い、完成したものから順次「地理寮」に提出すること（第二条）、「例則」に準拠して実地調査を行い、「質実明晰」を旨とすること（第三条）、官民の關係図書をもれなく収集してその書名を届け出ることという具体的な調査方法を指示していること（第四条）も注目される。

以上のように明治政府が国家的に推進した史誌の編纂事業は、その後の所轄官庁・推進機関の変遷を経て、修史事業は一八八八年に、地誌編纂事業は一八九〇年にそれぞれ帝国大学に移管された。この中、前者は東京大学史料編纂所の業務として今日に至る一方、後者の編輯資料は、関東大震災の中で焼失してしまうのである。

(二) 本巻に収録した「島根県歴史」と三つの郡村誌の概要

(1) 「島根県歴史」の編纂とその特徴

「島根県歴史」を含む「府県史料」に関して、太田富康（二〇一〇年）は、明治政府の歴史書編纂方針とその府県における実施過程について、全国的な調査と先行研究の網羅的検討に基づき、それぞれの「府県史料」の編纂過程に立ち入って綿密に比較検討している。太田氏は、「府県史料」の「編纂工程」に関する史料が「体系的にまとまっている府県の例として島根県がある」と評価し、「島根県歴史」の諸本それぞれの性格・構成を比較検討して、編纂過程を詳細に究明した。「島根県歴史」と関係簿冊は、その「体系的まとめ」と太田氏の研究によって、全国の「府県史料」の比較分析基準としての位

置をもつに至ったのである。以下、この太田氏の研究によって、「島根県歴史」の編纂過程とその特徴を紹介する。

太田氏は、「島根県歴史」の四種の稿本・浄書本（『史料』『原稿』『控本』『進達本』と名付けた。口絵^[2]・^[5]参照）の記述内容を詳細に比較検討し、その異同・関連を明確にした。そして、この四種が「『史料』→『原稿』→『控本』」の順につくられ、さらにもう一冊の浄書本が作成され修史館に進達されたと考えられる」として、次のように解説している。

「史料」……「行政文書簿冊ごとに収録候補史料を選別・筆写し」編冊したもの。これに「編入すべき類目を検討、注記」した上で、「類目に分類、年月日順に『編輯』『編入』し、第二段階の『史料』として編冊しなおす。」

「原稿」……「さらに、取捨、編纂位置の変更、修正等を行い、綱文を付した」もの

「控本」……「『原稿』の稟決を得」て「浄書」した二冊の中、島根県に留め置いたもの

「進達本」……上記「浄書」本の中、明治政府の修史事業を担当する修史館に提出したもの。これが、内閣文庫本の「府県史

料 島根県」（『島根県史料』）として、国立公文書館に所蔵され公開されている。

太田氏のこの考察に加えて「控本」（島根県公文書センター所蔵。和綴装丁）と「進達本」（国立公文書館所蔵。簿冊装丁）の項目構成を比較すれば、①「控本」にはある「島根県歴史附録^{田松江藩}」（自明治二年至同四年）及び広瀬・母里両藩県の「制度部」が、「進達本」には欠けていること、②両者の収録項目は錯綜している部分があり、「控本」では一部に記事の錯綜が見られること、③全体としては両者は同じ「原稿」からの二種の浄書本と判断できることが改めて確認できる。

「歴史編輯例則」による各府県の修史事業は一八八五年（明治一八年）六月に中止されるが（太田二〇一〇年）、この間編纂・進達された「島根県歴史」は、国立公文書館「内閣文庫」に三二冊、一八七八年分までが残り、ウェブ上で自由に閲覧できる。本巻はこの国立公文書館所蔵の「進達本」を底本とし、そこに欠けている一冊を島根県公文書センター所蔵の「控本」で補った。

太田氏はまた、「島根県歴史」の編纂に関わった島根県修史科長の湯浅文彦（元鳥取藩藩校大教正・因幡国一宮宇倍神社権宮司）の修史事業観を検討し、湯浅が、「府県史ハ国史編纂ノ史料」と位置づけていたこと、「いかに良質の史料を国史編纂に提供できるか」が「府県史編纂の目標」であるとの認識をもち、そこに独自の意義を見出していたことを明らかにした。

以上のような特徴をもつ「島根県歴史」の編纂は、「歴史編輯例則」の翌月一八七四年二月九日に島根県当局が「国史編修に付、旧藩々史料差出方」を一般に布達したことで開始された（本巻160ページ参照）。島根県当局はこの布達で、立庁後の明治五年以降の史料は揃えうるが、戊辰（明治元年）から壬申（明治四年）の間は史料が乏しいため、旧藩在職者、元郡村役人、神社・寺院や富豪に対し、勤務中の手控えなどを、朝廷には差し出さないので、懸念無く提出するよう命じている。

以上の島根県の史誌編纂事業を県費支出から見れば、一八七四年九月までは費目としてはなく、同年一〇月―一二月に「国史編輯費」として三四円一錢一厘が初めて計上され、翌一八七五年上期に一五四円一六錢六厘が同じく計上されている。その後は「史誌編輯費」として、同年下期に一〇〇円六錢三厘が、さらに一八七六年には年間で四二二円五一錢六厘が支出されていた（本巻所収の各年「制度部 会計」参照）。「島根県歴史」の編輯が「歴史編輯例則」の直後に始まり、次第に活発になっていくこと、一八七五年下期から郡村誌の調査編輯と一体となって進められていることが確認できる。

(2)「皇国地誌」のための郡村誌の調査・編輯

松江市域の郡村誌の地名等には、「島根県歴史」には見られない多くの振り仮名が付されている（本巻では行間の制約から割注部分の振り仮名は省略した）。この措置は、「地誌編輯例則追補」（一八七五年一月二日の太政官第百九十六号達）の十項に「一地名、物産、社音訓寺訓読ノ分、苗字、人名難読分及地方通用俗字等総テ仮名ヲ加フヘシ」との指示に忠実に従ってなされたものである。

前述の一八七三年三月の開拓使・府県宛の指示に基づいて郡村誌編纂事業が開始されたことは、翌年六月、神門郡野尻村の牛尾弥次右衛門が、「今般正院ニ於テ地誌編輯セラル、ヲ以出雲稽古知今図説一冊献納セシノ賞」として二円を下されたことから確認できる（本巻191ページ参照）。この「出雲稽古知今図説」（一八七一年）は、島根県立図書館に複写本が所蔵されているもので、著者は渡辺彝、編輯・出版は、前述のとおり「島根県歴史」の編輯に当たった湯本文彦となっている。

その後、一八七五年六月の「皇国地誌編輯例則」を承けて、同年九月一四日に島根県当局は、先ず地誌の材料となる民間（社寺・旧家）所蔵の「旧記古文書」の調査を徹底し、県庁に提出するよう求めた。そのことを示す「県内地誌編輯二付誌料差出方ノ手続ヲ管内ニ布達ス是ヲ地誌編修ノ濫觴トス、然トモ此時未タ主任官ヲ置ス、其置之十年六月ニ係ル」（本巻430ページ）の記事から分かるように、島根県が「主任官」

を配置して地誌編纂を本格的に進めるのは一八七七年（明治一〇）六月であり、完了するのは、「鳥根郡村誌」が一八八一年（明治一四）六月一日、「出雲国意宇郡誌」と「意宇郡松江地誌」がともに一八八三年（明治一六）一〇月六日であり、担当者は、境二郎県令と湯本文彦修史科長（鳥根県三等属）の下で地誌事務担任者として任に当たった太田春造（鳥根県御用係地誌専務）であった。

（三）本巻収録史料の意義とその活用の実際例

「鳥根県歴史」は、版籍奉還と廃藩置県を二つの画期として、藩に許されていた独自施政が大幅に否定・制限され、明治政府が規定する全国一律の制度の実施が進められた変革の時期を記録している。この変革は、政治体制では幕藩体制下の松江藩から近代中央集権国家下の松江県・鳥根県へ、経済面では農業Ⅱ年貢収取を基軸とした封建経済から資本主義経済へ、軍事面では武士で構成する身分制軍隊から国民皆兵の天皇制軍隊へという大きな転換であり、藩主・武士から百姓・町人・賤民身分とされていた人々に至る全ての人々を巻き込む全社会的なものであった。以下、そのいくつかを見てみよう。

（1）軍制改革―武士の軍隊から徴兵の軍隊へ

版籍奉還後の松江藩の軍制改革については、藩軍事局の改組（本巻76ページ、以下ページ数のみ記す）、「戎服」（軍服）の洋装化（88）、「農兵」取り立て（88）、海岸砲隊の設置と騎兵隊編制への転換（89）、イギリス式兵制からフランス式兵制への転換（89）、「諸隊」の解散と「農兵」「町兵」の廃止（89）、兵部省達、太政官達に基づく徴兵の実施（89）など、めまぐるしく変転していたことを確認することができる。

廃藩置県後、「徴兵令詔書及ヒ徴兵告諭」「徴兵令並附録」によって徴兵制が実施に移されると（342）、鳥取県会見郡で勃発した「血税一揆（徴兵令反対一揆）」の波及による人心動揺の中で（128、281）、徴兵実施のための人民説得がさまざまに続けられた（343）。そこでは、「徴兵」に応じさせるための説得の論理（343）、徴兵された兵士の「父兄」に対する説得の実際（347）も記録されている。さらに、国民皆兵の原則に立つ徴兵制が、士族にとっては身分的特権の剥奪であり、平民（百姓・

町人)にとっては文字通りの肉体的負担を強要する「血税」であったこと、例えば学校における「体操ノ科」の実施が「体操ハ兵隊ノ下拵等ト無稽ノ浮説ヲ唱ルモノ」が現れるなど、人々に大きな不安を巻き起こしたことも記録されている(482)。

(2)身分制の再編と開化政策の展開

明治政府は、欧米列強に対峙するために導入を推進した資本主義経済制度の社会的条件を整備するためにも、幕藩制下の身分制の廃止と再編、職業の自由化と風俗の矯正を進めた。版籍奉還後の松江藩でも、一旦士族の身分序列を再編・確認した後(94)、身分規制緩和の第一歩として居住地が自由化された(99)。そして、続く廃藩置県後には、婚姻・養子・身分間移動に対する規制の緩和・自由化などが進められ(101)、賤民身分の呼称も廃止されて身分職業とも「平民同様」と布達されるなど(420)諸身分の平準化がさらに推進された。

こうした開化政策は、「斬髮令」のように、頭髪(丁髷・日本髪)という民衆にとっては長く慣れ親しんだ身体そのものの有りようの変更を迫るものであった(123)。「万国対峙」「富国強兵・殖産興業」政策を進める政府は、それらのことによって、近代化・資本主義化に対応できるように国民を改造しようとしたのである。「島根県歴史」は、そのことを、民衆の実態に規定された斬髮推進の説諭の徹底(128)、今日の軽犯罪法に相当する「違式誹違条例」による斬髮強制の試み(217)とその修正など(218)、県当局の対応の揺れを通して記録し、民衆にとっての明治維新、文明開化の意味を示している。

(3)家禄の整理過程とその影響

資本主義化を推進するため、明治政府の指令に従って藩札の廃止・公開焼却(401)や印鑑の重要性の徹底(147、714)など通貨・信用制度の改革・定着が図られる一方、殖産興業推進財政を制約していた士族に支給する家禄が整理された。家禄整理は、版籍奉還後に藩の存続の枠内での節減が進められた後(84、86)、廃藩置県後の秩禄処分で処理を完結させた。この点でも「島根県歴史」は、「家禄奉還」形式による整理の詳細とともに(335以下)、士族への「資本金御下ケ」につけ入って利益を得ようとする「奸商」の「工ミ」(たくみ)(335)、現金や公債証書の運用能力を欠く「士族の商法」の調査を記録している(137、337)。

(4)「皇国地誌」に記録された明治維新後の島根県・現松江市域の状態

「島根県歴史」に記録された明治維新後の島根県行政と、そこに住む人々の以上に述べたような対応は、現在の松江市域

に相当する、島根郡・意宇郡の村々と松江分で展開した。この地域は、明治維新後の松江市域の行政と人々の暮らし・生業の展開を規定する条件であるとともに、その展開の結果を示す場でもあった。一八八一年（島根郡村誌）、一八八三年（意宇郡誌「松江地誌」という、明治維新政府の政策が新たな段階に入る時期（政治的には明治十四年政変後の立憲制への移行の準備、経済的には松方財政による資本主義化推進）に完成した本巻収録の郡村誌は、そのような現松江市域の地域状況を、統一した調査項目に基づいて、具体的・網羅的に記述している。それはまた、資本主義化が本格的に進む前の、近世的な状況を残している地域の実態を推測する史料にもなり得るものである。このような意味で、本巻所収の郡村誌は、近代の出発点における現松江市域の様相を隈無く示す史料として活用できるものである。

この郡村誌によって、各村々ごとに、地形・地勢と戸数・人口などの基礎的情報、物産・民業・牛馬など産業・経済状況、学校という開化政策を代表する施設の整備状況、神社・寺院・古跡など宗教施設や歴史遺産の詳細が確認できる。同時に、そのような個別の村々の情報を、北部の島根半島地域、中部の中海・宍道湖沿岸地域、南部の中国山地北端に位置する地域ごとに集成して、松江市域の地域構成の特徴を明らかにすることもできる。さらに、「史料編10 近現代Ⅱ」と「通史編近現代」で示す、一八八九年の合併で成立する町村規模での地域状況の特徴を明らかにすることもできる。

本巻所収の「島根県歴史」と郡村誌は、明治維新の変革の歴史過程とそのような歴史が展開した場である地域の状況を記録している。これを一括収録したこと、および検索可能なCD-ROMを添付したことにより、それぞれの事象を相互に関連づけながら、全体の構造を理解することが容易になった。本巻を利用される方は、各地域の具体的状況を、島根県と日本の全体状況の中に位置付けて確認していただきたい。そのことは、現代に生きる私たちが、私たち自身と地域の状況を、日本と世界の中に位置付けて認識する一助になると考える。

〔参考文献〕

太田富康『近代地方行政体の記録と情報』岩田書院、二〇一〇年

佐藤大悟「太政官正院歴史課における『府県史料』編纂事業の開始―『皇国地誌』との関係を中心に―」（『東京大学日本史

学研究室紀要』第二〇号、二〇一六年）

島津俊之「明治政府の地誌編纂事業と国民国家形成」『地理学評論』七五―一、二〇〇二年）